令和８年長浜市農業委員会５月定例総会会議録

令和８年５月11日の午後１時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月分庁舎、３階、３Ａ会議室に招集する。

１．　会議に出席した委員（37人）

会長

25番　將亦　冨士夫

会長職務代理者

30番　池田　美由紀

委員

１番　稲田　司	３番　谷口　義信
４番　幸田　重徳	５番　脇坂　良平
６番　中川　半弥	７番　多賀　君子
８番　石橋　萬次郎	９番　阿辻　康博
10番　大塚　高司	11番　宮澤　幸次
13番　北川　富美子	14番　山口　衛
15番　清水　多枝子	16番　林　甚一郎
17番　片山　博之	18番　下司　治一
19番　宮元　孫善	20番　吉川　尚宏
21番　森　勘十	22番　中川　哲博
23番　弓削　美穂	24番　田中　義人
26番　大谷　正人	27番　伊藤　泰子
28番　多賀　正和	29番　廣部　重嗣
31番　間所　秀夫	32番　角田　功
33番　橋本　治太郎	34番　小林　治一良
35番　筒井　伸彦	36番　服部　昇司
37番　山内　祥子	

２．　会議に欠席した委員

２番　尚永　稔	12番　中川　亜希

３．　会議に出席した職員

局長	井口 昭宏	次長代理	近藤 英昭
副参事	大石 文哉	主査	別府 雅史
主事	市川 紘生		

４．　議案等

報告	農地法第３条の３の規定による権利取得の届出について
報告	農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第18条第６項の規定による賃貸借の解約の通知について
報告	田畑転換等農地の形状変更届出について
報告	農地法施行規則第53条第４号の規定に該当するか否かの検討を求める申出について
報告	農地の転用事実に関する照会について
報告	買受適格証明書の交付を受けた者に対する農地法第３条第１項の規定による許可書の発行について
議案第120号	農地法第３条第１項の規定による許可申請について
議案第121号	農地法第５条第１項の規定による許可申請について
議案第122号	農用地利用集積等促進計画（案）について
議案第123号	土地改良事業参加資格交替承認について
議案第124号	令和７年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について
議案第125号	令和８年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
議案第126号	畑地化促進事業の要望農地について

５．　議事録署名委員

19番　宮元　孫善　　20番　吉川　尚宏

午後１時30分開会

（事務局）

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会５月定例総会を開催させていただきます。

それでは、本日の定例総会でございますが、委員総数37名のうち35名と過半数以上の委員にご出席いただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第３項の規定によります会議の成立をご報告いたします。

次に事務局より、報告と本日の会議次第について、ご説明いたします。

まず報告でございますが、４月17日滋賀県農業会議・常設審議委員会が大津市のピアザ淡海において開催されましたので、会長にご出席いただいております。なお、今回は本市からの諮問案件がございましたので事務局も出席いたしまして説明いたしました。

続きまして今月の審議事項につきましては、３条申請が19件、５条申請が８件、農用地利用集積等促進計画の決定、土地改良事業参加資格交替承認、令和７年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）、令和８年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）、畑地化促進事業の要望農地の合意、その他、各種届出等の報告がございます。なお、今月の審議事項のうち、農地転用に係る案件につきましては、去る５月７日に当番委員の８番 石橋萬次郎委員、９番 阿辻康博委員に現地調査をしていただきました。後ほど、ご説明いただきますので、よろしくお願いいたします。

また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出いたしております。

各議案は、事務局からご説明いたしますが、個人情報にあたる部分は除いて説明いたしますので、ご了解をお願いいたします。

また、質問等で、ご発言いただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、発言をお願い申しあげます。

それでは、会議に入らせていただきます。

この後の議事進行につきましては、長浜市農業委員会総会会議規則第７条によりまして、会長が会議の議長となって進めていただきます。

会長、よろしくお願いいたします。

（会長）

〈あいさつ〉

欠席通告です。２番 尚永稔委員、12番 中川亜希委員の欠席通告をいただいております。

次に、議事録署名委員を指名します。本日の議事録署名委員は、長浜市農業委員会総会会議規則第22条第２項の規定により、会長において、19番 宮元孫善委員、20番 吉川尚宏委員を指名します。両委員、よろしくお願いします。

それでは会議に入ります。

まず、報告事項について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

農地法第３条の３の規定による権利取得の届出について

令和８年５月11日提出　長浜市農業委員会会長名

総会資料３から14ページをご覧ください。

農地法第３条の３の権利取得による届出について、今月、届出のあった18件、104筆、74,475㎡の農地の権利移動につきまして、全て相続による所有権移転の届出がありましたので、受理し受理書を交付しています。

農地法第３条の３の報告は以上です。

（事務局）

農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について

令和８年５月11日提出　長浜市農業委員会会長名

総会資料15ページをご覧ください。

今月は１件の届出がありました。

届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域内の、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところで、届出内容は、所有権の権利移動が伴う農地転用です。

内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第７条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告いたします。

番号１、土地の表示、室町地先、畑１筆、６.61㎡を売買により店舗、事務所用地の造成のため転用したい旨の届出がありました。

位置図については、総会資料名、令和８年５月総会（転用届出）の１ページをご覧ください。

届出地は、集落の西側に位置し、室町土地区画整理事業の事業区域内で区画整理、現在仮換地中です。このため地番が仮地番となっている状況で、仮換地の面積として261.45㎡となっております。なお、仮換地前の土地は２筆あり、１筆は今回届出のあった畑6.61㎡、もう１筆は雑種地371㎡です。周囲の状況は、東側は雑種地、西側は道路、南側は宅地、北側は雑種地です。

以上、５条届出にかかる報告を終わります。

（事務局）

農地法第18条第６項の規定による賃貸借の解約の通知について

令和８年５月11日提出　長浜市農業委員会会長名

通常、農地の賃貸借等を解除解約する場合には、原則、農業委員会の許可が必要となりますが、書面による合意解約の場合には、許可不要と定められており、解約した旨を農業委員会に通知することが義務付けられています。この規定に基づき、５月分として、農地法第18条第６項の規定により農地の賃貸借契約を解約した旨の通知があった案件について報告します。

総会資料の16ページをご覧ください。

今月、農業委員会宛てに計10筆の解約の通知がありました。

内訳は、田10筆、合計で20,282㎡の解約です。

番号１から４は、相対による解約で、耕作目的の解約です。番号５は、円滑化事業による解約で、耕作目的の解約です。番号６は、中間管理事業による解約で、耕作目的の解約です。番号７と番号８は相対による解約で、耕作目的の解約です。

農地法第18条第６項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

（事務局）

田畑転換等農地の形状変更届出について

令和８年５月11日提出　長浜市農業委員会会長名

総会資料17ページをご覧ください。

今月は１件の届出がありました。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、長浜市農業委員会田畑転換等農地の形状変更に関する届出取扱要綱第６条の規定により受理し、受理通知書を発行しておりますので報告します。

番号１、土地の表示、木之本町木之本地先、田１筆、447㎡を地盤改良し、野菜栽培、果樹栽培として使用するための届出がありました。

位置図については、総会資料名、令和８年５月総会（田畑転換届出）の１ページをご覧ください。

届出地は集落の西側に位置します。周囲の状況は、東側は水路、西側は田、南側は田、北側は水路です。

形状は、畑として活用し、野菜栽培、果樹栽培を行う計画です。従前から田として耕作してきましたが、湧き水、漏水及び排水不良による水田の沼化が発生しておりました。水田を行うことに不向きのため畑とするものです。こうしたことから、事務局としてはやむを得ないものと判断し、受付をしております。

田畑転換等農地の形状変更届出についての報告は以上です。

（事務局）

農地法施行規則第53条第４号の規定に該当するか否かの検討を求める申出に対する通知、転用許可不要通知について

令和８年５月11日提出　長浜市農業委員会会長名

総会資料18ページをご覧ください。

今月は１件の申出がありました。通常、農地を農地以外に変更する場合には、農地法に基づく転用申請をする必要がありますが、農地法施行規則の改正により、認定農業者が地域計画区域内農地において、農業用施設等の設置のために農地を農地以外に変更する場合には、一定の手続を取ることで、転用許可が不要となりました。この申出はその手続の一環で、今回、農業用施設等の設置により、隣接農地の営農活動に影響を及ぼす内容となっていないか確認し、影響がないと判断できれば、その旨を相手方に通知し、転用許可を受けなくても、造成工事等が行えるように

なります。
番号１、土地の表示、高月町松尾地先、田892㎡の農地を申出人が売買により所有権を移転して造成し、農業機械、資材等保管庫を設置するため、転用不要の案件に該当するか否かの検討申出がありました。
位置図及び周辺の状況については、Ｒ８．５月総会転用不要申出の１ページ、２ページをご覧ください。
申出地は集落に囲まれた一団の農地内に位置します。周囲の状況は、東側は農地と水路、西側は道路、南側は農道、北側は農地です。
なお、３から５ページは申出人から提出された利用計画図で、農業機械、資材等保管庫を設置する計画となっております。
申出の内容を踏まえ、事務局職員及び担当エリアの農業委員による現地確認を実施するとともに、自治会長及び隣接農地所有者からの同意も得られていることが確認できたため、特段、隣接農地の営農活動に影響を及ぼすことはないと判断し、農業委員会事務局規程第７条により専決処分のうえ、４月７日付けで検討結果通知書を発行しております。
以上、農地法施行規則第53条第４号にかかる転用不要通知の報告を終わります。

（事務局）
農地の転用事実に関する照会について
令和８年５月11日提出　長浜市農業委員会会長名
総会資料19ページをご覧ください。
登記簿上は農地になっている土地を、所有者が法務局で農地以外に変更しようとした際、法務局がそのまま処理するのではなく、まずは農業委員会に対して、この土地は農地法上、問題ないか照会し農地の無断転用による地目変更登記を防ぐための制度です。
今回の案件についてご説明します。
今月、法務局から照会があったのは５件です。
番号１、土地の表示、余呉町国安地先、田１筆1,024㎡。
位置図については、総会資料名、令和８年５月総会（登記官照会）の１ページをご覧ください。
届出地は集落のはずれに位置します。約41年前から山林化している土地です。
番号２、土地の表示、内保町地先、畑１筆192㎡。
位置図については、説明地図の２ページをご覧ください。
届出地は集落の中央に位置します。約44年前から宅地として利用されてきた土地です。
番号３、土地の表示、加田町地先、畑１筆14㎡。
位置図については、説明地図の３ページをご覧ください。
届出地は集落の南側に位置します。約35年前から宅地として利用されてきた土地です。
番号４、土地の表示、宮前町地先、田１筆667㎡、畑１筆19㎡。

位置図については、説明地図の４ページをご覧ください。

届出地は集落の東側に位置します。昭和45年５月17日から宅地として利用されてきた土地です。なお、田については、昭和44年に５条許可書が発行されています。

番号５、土地の表示、宮前町地先、畑１筆46㎡。

位置図については、説明地図の５ページをご覧ください。

届出地は集落の東側に位置します。約51年前から宅地として利用されてきた土地です。

以上の土地について、今般、事務局にて、長期間農地として利用されておらず農地への復元が困難であること、すなわち農地性がないことを確認したうえで、法務局に対しその旨を回答いたしましたのでご報告いたします。

以上で、農地の転用事実に関する照会にかかる報告を終わります。

（事務局）

買受適格証明書の交付を受けた者に対する農地法第３条第１項の規定による許可書の発行について

令和８年５月11日提出　長浜市農業委員会会長名

総会資料20ページをご覧ください。

農地法第３条第１項の規定による許可について、長浜市農業委員会令和８年２月定例総会にて、競売及び公売に係る買受適格者として可と議決され、買受適格証明書の交付を受けた者による申請が１件ありました。

内容を審査したところ、当該証明書の交付時と申請内容が異なるものではなかったため、農地法第３条第１項の規定による許可書を発行しました。

買受適格証明書の交付を受けた者に対する農地法第３条第１項の規定による許可書の発行についての報告は以上です。

説明は以上です。

会長、お願いします。

（会長）

ただいま報告のありました７件について、ご質問がありましたら承ります。

ございませんか。

ないようですので、議案審議の方に移ります。

まず、議案第120号、農地法第３条第１項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

（事務局）

議案第120号、農地法第３条第１項の規定による許可申請について、農地法第３条の規定による許可について意見を求めます。

令和８年５月11日提出　長浜市農業委員会会長名

今月の３条申請は19件です。いずれも農地法施行規則に定める必要な記載事項、及び必要書類等に不備はなく受付をいたしましたことをご報告します。

議案書の申請番号どおり順を追ってご説明いたします。

なお、現地の写真等については、議案書と同じフォルダで、ファイル名が３条現地写真等をご覧ください。

議案書は21から28ページです。

申請番号１、土地の表示、山ノ前町地先の青地の畑、面積は70㎡です。現地はビニールシートが敷かれていますが、耕作可能な状況でした。申請地の西隣の宅地を譲受人が購入し居住されており、自家野菜を栽培するために畑を取得するものです。

申請番号２、土地の表示、木之本町西山地先の青地の畑、面積は132㎡です。現地は作付けされていませんが、耕起すれば利用可能な状況でした。譲渡人は県外に居住されており管理が難しいため、譲受人と話がまとまり申請されたものです。

申請番号３は、１件の申請で申請地が２筆あります。

申請番号３（１）、土地の表示、東上坂町地先の青地の田、面積は3,636㎡です。現地は、耕起をすれば耕作可能な状況です。

申請番号３（２）、土地の表示、東上坂町地先の青地の田、面積は1,183㎡です。現地は、耕起されており、耕作可能な状況です。

申請地はこれまでから譲受人が耕作されており、今回、農業経営基盤促進法による賃借権が解除されたため、新たに賃借権を設定するため申請されたものです。地域計画では別の耕作者となっており変更が必要になりますが、これまでから譲受人が耕作をしており変更することに特に問題はないと考えます。

申請番号４は、１件の申請で申請地が２筆あります。

申請番号４（１）、土地の表示、東上坂町地先の青地の田、面積は3,798㎡です。現地は、耕起されており耕作可能な状況です。

申請番号４（２）、土地の表示、東上坂町地先の青地の田、面積は2,694㎡です。現地は、耕起されており、耕作可能な状況です。

以上、２筆は申請番号３と同様に、農業経営基盤促進法による賃借権が解除されたため、新たに賃借権を設定するため申請されたものです。地域計画では別の耕作者となっており変更が必要になりますが、これまでから譲受人が実際の耕作をしており変更することに特に問題はないと考えます。

申請番号５は、１件の申請で申請地が２筆あります。

申請番号５（１）、土地の表示、高月町西阿閉地先の青地の田、面積は1,919㎡です。現地は耕起されており耕作可能な状況です。

申請番号５（２）、土地の表示、高月町西阿閉地先の青地の田、面積は3,047㎡です。現地は、耕起されており耕作可能な状況です。

以上、２筆について、以前から耕作は譲受人が周辺農地と一体的にされており、譲渡人と売買で話がまとまり申請されたものです。なお、地域計画は、別の耕作者となっており変更が必要になりますが、これまでから譲受人が耕作をしており変更することに特に問題はないと考えます。

申請番号６、土地の表示、国友町地先の青地の田、面積は1,105㎡です。申請地は、農事組合法人が所有しており、耕作は譲受人がされていました。今般、譲渡人である法人が解散となるため、譲受人が売買により取得することで話がまとまり申請されたものです。地域計画は、別の耕作者となっており変更が必要になりますが、これまでから譲受人が耕作をしており変更することに特に問題はないと考えます。

申請番号７は、１件の申請で申請地が３筆あります。

申請番号７（１）、土地の表示　高月町宇根地先の青地の田、面積は145㎡です。

申請番号７（２）、土地の表示、高月町宇根地先の青地の畑、面積は552㎡です。

申請番号７（３）、土地の表示、高月町宇根地先の青地の畑、面積は459㎡です。

以上、３筆は、いずれの土地も一団の水田であり、耕作可能な状況です。耕作は譲受人がされており、今回、譲受人が売買により取得することで話がまとまり申請されたものです。なお、地域計画に変更はありません。

申請番号８、土地の表示、木之本町木之本地先の白地の田、面積は1,176㎡です。現地は、耕起されている状況でした。申請地は、譲受人と現耕作者との協議の結果、譲受人が耕作することで双方が合意し、今回、譲受人が売買により取得することで話がまとまり申請されたものです。なお、申請地は地域計画の対象農地ではありません。

申請番号９、土地の表示、西主計町地先の青地の田、面積は897㎡です。申請地は、耕起すれば耕作可能な状況でした。これまでから譲受人が周辺農地を一体的に耕作されており売買の話がまとまり申請されたものです。なお、地域計画に変更はありません。

申請番号10、土地の表示、大路町地先の白地の畑、面積は86㎡です。申請地はビニールシートが敷かれていますが、耕作可能な状況です。譲受人は、現在市外に居住していますが、隣接地の居宅を購入し移住予定で、自家野菜を栽培するために畑を取得するものです。

申請番号11は、１件の申請で申請地が５筆あります。

申請番号11（１）、土地の表示、新庄中町地先の青地の田、面積は1,398㎡です。

申請番号11（２）、土地の表示、新庄中町地先の青地の田、面積は36㎡です。

申請番号11（３）、土地の表示、新庄中町地先の青地の田、面積は1,391㎡です。

申請番号11（４）、土地の表示、新庄中町地先の青地の田、面積は3,960㎡です。

申請番号11（５）、土地の表示、新庄中町地先の青地の田、面積は473㎡です。

申請番号11（１）から申請番号11（４）までは一団の田であり、耕作可能な状況です。申請番号11（５）についても、耕作可能な状況です。譲渡人は県外に居住しており、将来的に管理が困難なことから農地の処分を検討していたところ、申請地の耕作をされている譲受人と売買で話がまとまり申請されたものです。なお、地域計画は別の耕作者となって

おり変更が必要になりますが、これまでから譲受人が耕作をしており変更することに特に問題はないと考えます。

申請番号12、土地の表示、石田町地先の白地の畑、面積は473㎡です。申請地は、雑草がありますが、耕起すれば耕作再開が可能な状況です。譲渡人は相続により申請地を取得しましたが、本人が近隣に居住しておらず管理が難しいため、譲受人と売買で話がまとまり申請されたものです。譲受人の居住地は申請地から距離がありますが、石田町内に居住する伯父と協力し耕作されます。

申請番号13、土地の表示、湖北町青名地先の青地の田、面積は532㎡です。現地は現在、作付けされていました。申請地は、譲受人が周辺農地と一体的に耕作されており贈与で話がまとまり申請されたものです。地域計画の変更はありません。

申請番号14は、１件の申請で申請地が３筆あります。

申請番号14（１）、土地の表示、高橋地先の青地の田、面積は1,051㎡です。現地は、作付けされていました。

申請番号14（２）、土地の表示、高橋地先の青地の田、面積は495㎡です。現地は、作付けされていました。

申請番号14（３）、土地の表示、高橋地先の青地の畑、面積は29㎡です。水田と一体を成す周辺農地です。

以上３筆は、譲受人が耕作されており、譲渡人と売買で話がまとまり申請されたものです。地域計画では別の耕作者となっており変更が必要になりますが、これまでから譲受人が実際の耕作をしており変更することに特に問題はないと考えます。

申請番号15は、申請地が７筆あります。

申請番号15（１）、土地の表示、余呉町東野地先の青地の田、面積は1,570㎡です。耕起すれば耕作可能な状況です。

申請番号15（２）、土地の表示、余呉町東野地先の白地の畑、面積は383㎡です。現地は、ビニールシートが敷かれていますが、耕作可能な状況です。

申請番号15（３）、土地の表示、余呉町東野地先の白地の畑、面積は723㎡です。現地は、耕起すれば耕作可能な状況です。

申請番号15（４）、土地の表示、余呉町東野地先の白地の畑、面積は274㎡です。現地は、耕起されており耕作可能です。

申請番号15（５）、土地の表示、余呉町東野地先の白地の畑、面積は343㎡です。現地は、耕起すれば耕作可能な状況です。

申請番号15（６）、土地の表示、余呉町東野地先の白地の畑、面積は99㎡です。現地は、雑草が繁茂していますが、耕起すれば耕作可能な状況です。

申請番号15（７）、土地の表示、余呉町東野地先の青地の田、面積は1,441㎡です。現地は、耕起すれば耕作可能な状況です。

これまでから田の耕作は譲受人が周辺農地と一体的にされており、今回、田と合わせて

畑についても、遠方に居住する譲渡人に代わって譲受人が耕作することとなり、売買の話がまとまり申請されたものです。なお、地域計画では別の耕作者となっており変更が必要になりますが、これまでから地域農業者である譲受人が耕作をしており変更することに特に問題はないと考えます。

申請番号16、土地の表示、今川町地先の白地の畑、面積は99㎡です。申請地は、野菜の作付けがされていました。申請地は、従前から譲受人が耕作されており、今回、譲渡人と売買で話がまとまり申請されたものです。

申請番号17は、申請地が２筆あります。

申請番号17（１）、土地の表示、泉町地先の白地の畑、面積は515㎡です。

申請番号17（２）、土地の表示、泉町地先の白地の畑、面積は52㎡です。

申請地は一団の畑で、一部農業用ビニールハウスとなっており、その他は耕作可能な状況です。従前から東隣に居住する譲受人が耕作されており、今回、譲渡人と贈与で話がまとまり申請されたものです。

申請番号18は、申請地が12筆あります。

申請番号18（１）、土地の表示、酢地先の白地の田、面積は1,051㎡です。

申請番号18（２）、土地の表示、酢地先の白地の田、面積は69㎡です。

申請番号18（１）、（２）は一団の田で耕起されており耕作可能です。

申請番号18（３）、土地の表示、田町地先の白地の畑、面積は525㎡です。

申請番号18（４）、土地の表示、田町地先の白地の畑、面積は482㎡です。

申請番号18（５）、土地の表示、田町地先の白地の畑、面積は290㎡です。

申請番号18（６）、土地の表示、田町地先の白地の畑、面積は89㎡です。

申請番号18（３）から申請番号18（６）についてはいずれも雑草が繁茂していますが、耕起すれば耕作可能な状況です。

申請番号18（７）、土地の表示、田町地先の青地の田、面積は2,515㎡です。現地は、耕起されており耕作可能な状況です。

申請番号18（８）、土地の表示、田町地先の白地の畑、面積は95㎡です。一部ビニールシートが敷いてありますが、耕起すれば耕作可能な状況です。

申請番号18（９）、土地の表示、田町地先の青地の田、面積は2,937㎡です。

申請番号18（10）、土地の表示、田町地先の青地の田、面積は3,170㎡です。

申請番号18（11）、土地の表示、田町地先の青地の田、面積は2,464㎡です。

申請番号18（12）、土地の表示、田町地先の青地の田、面積は2,992㎡です。

申請番号18（９）から申請番号18（12）はいずれも作付け前の状況であり、耕作可能な状況です。

申請地は相続にて遠方に居住する譲渡人が取得されたものですが、管理することが難しいことから、譲受け先を探されていました。今回、長浜市移住定住促進協議会を通じて譲受人と交渉され、近隣の空き家とともに売買で話がまとまり申請されたものです。

農地の取得については移住定住促進協議会の職員が同席のもと、自治会と譲受人が面談する場で、自治会が同意されています。その際、当該田んぼについては近隣の農耕者にて維持管理はされていますが、近年は作付けされていなかったと地元自治会から聞き取りをされています。

譲受人の住所地は仕事の関係で一時的に県外となっていますが、市内に妻子が居住しており、本人は週末等定期的に帰宅して、妻と耕作をされるものです。既に、長浜市内に農地を取得されており、今年も該当農地についても問題なく耕作されていることを確認しております。

また、現在、喫茶店の経営をされており、今回取得される空き家を喫茶店の２店舗目とし、拠点とされます。このことにより、地域計画の耕作者の変更が必要になりますので、許可後に遅滞なく変更することを指導しています。

申請番号19は、申請地が５筆あります。

申請番号19（１）、土地の表示、田町地先の白地の畑　面積は419㎡です。現地は、耕起されており、一部作付けされていました。

申請番号19（２）、土地の表示、田町地先の白地の畑、面積は211㎡です。

申請番号19（３）、土地の表示、田町地先の白地の畑、面積は271㎡です。

申請番号19（４）、土地の表示、田町地先の白地の畑、面積は323㎡です。

申請番号19（５）、土地の表示、田町地先の白地の畑、面積は142㎡です。

申請番号19（２）から申請番号19（５）については、いずれも作付けはされておらず、雑草が繁茂していますが、耕起すれば耕作可能な状況です。

申請番号19は申請番号18と同じ申請者によるものであり、同様に申請地は相続にて遠方に居住する譲渡人が取得されたものを、長浜市移住定住促進協議会を通じて譲受人と交渉され、近隣の空き家とともに売買で話がまとまり申請されたものです。

今回の申請19件につきましては、議案書の最後の方にあります長浜市農業委員会定例総会資料75ページにあります許可要件調査書のとおり、譲受人の農地の効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件、及び申請地の利用計画から問題はなく、議案書にもありますとおり、農地法第３条第２項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第120号について、事務局からの説明を終わります。

会長、お願いします。

（会長）

ただいま説明のありました議案第120号について、ご意見、ご質問を求めます。

（28番 多賀委員）

申請番号18、申請番号19ですが、移住して来られて、田の耕作もされるとのことですが、

かなりの面積になると思います。
　現在も市内で農地を所有しておられるとのことですが、先ほどの説明では問題なく管理、耕作されておられるようですが、水稲をやっておられるんですか。

（事務局）
　事務局より回答させていただきます。
　昨年、３条申請で田んぼを取得されています。そちらの田について、今年の状況を確認しましたが、水稲を始められているという状況です。

（28番 多賀委員）
　譲受人が自分で耕作されているのですか。誰かに委託されておられるのですか。
　３条申請なので、譲受人が耕作する必要があると思いますが、確認はできていますか。

（事務局）
　今年の作付けについては、以前、耕作をされていた方に農機具を借りて耕作されているという状況です。その方に少し手伝っていただいているというようなことも聞いております。

（28番 多賀委員）
　今後もきちんと耕作をしていただけると思いますが、その後の確認、追跡をよろしくお願いします。
　以上です。

（会長）
　事務局よろしくお願いします。

（事務局）
　はい。
　今後も確認をさせていただきます。

（28番 多賀委員）
　もう１点、今後益々移住者の方が増えてくると思います。移住されて来てもらうのはありがたいことだと思いますし、農地を守ってもらうことはありがたいことだと思うので、きちんと管理してもらえるように、農業委員会としても指導をしていけるように、よろしくお願いします。
　以上です。

（会長）
事務局として、農業委員として、今後の最適化活動として、その地域の農業者と移住者が、うまく地域の農業の発展、維持に向けて話合いができるような体制が出来るようにしていただきたいと思います。
農業委員も、移住されて農業を始められる方は、手探り状態の者が大半だと思うので、地域の方と円滑に農作業等が出来るようにサポートをしていただけばと思います。

（会長）
他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。
参与制限対象委員、対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。５番 脇坂良平委員、36番 服部昇司委員が該当します。
それ以外で該当者はおられないと思われますが、お気づきでしたら挙手をお願いします。
対象の委員は自席で採決に加わらないこととします。
議案第120号、農地法第３条第１項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（会長）
はい、ありがとうございます。
賛成多数でありますので、申請どおり許可することとします。
次に、議案第121号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

（事務局）
議案第121号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。
令和８年５月11日提出　長浜市農業委員会会長名
議案書29から30ページをご覧ください。
議案第121号につきましては、今月の締切までに８件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。なお、備考欄に※が記載されているものは、転用許可を受けずに農地が造成されている案件、顛末案件です。この顛末案件は、長らく農地以外として使用されてきた経緯があるため、原状回復を求めることなく、顛末書の提出をもって許可手続を進めるものです。
案件につきましては、農地等調査委員会の委員と協議し、提出しております。
現地調査につきましては、当番委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いします。

申請番号１、山ノ前町地先、１筆の案件です。

R８．５月総会、転用申請１ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の北西に位置します。申請地を含めた一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅施設等が連坦した区域に近接していることから、第２種農地と判断しております。第２種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付しております。

続きまして、２ページの資料をご覧ください。

申請地は、既に譲渡人により倉庫が設置されており、現在にいたっております。なお、農地法の手続を行わずに造成したことに対し、顛末書の提出を受けております。

本案件の詳細につきましては、石橋委員よりご報告いただきます。

（８番 石橋委員）

番号１について報告します。

３ページの航空写真をご覧ください。

番号１は、土地の表示、山ノ前町地先、田55㎡、契約内容は売買で、転用目的を倉庫設置とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は農地、南は道路、北は農地です。

４ページの写真をご覧ください。

申請地は、既に造成されています。顛末書によりますと、これは、譲渡人の親族が田の一部を畑に転換し、そのまま譲渡人に相続されましたが、この土地が農地であることが認識されないまま、その後、譲受人に売却され倉庫が設置されたというものです。このたび、同地の所有権移転登記手続にあたり、転用申請が出されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地南側道路に並走している水路に排出する計画になっており、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。なお、申請地は、農振農用地でしたが、令和８年３月に農振除外の手続が完了していることを確認しています。

報告は以上です。

（事務局）

申請番号２、高月町高月地先４筆の案件です。

５ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の北側に位置します。申請地を含めた街区の面積に占める宅地の割合が40％を超えており、申請地は上下水道管が埋設されている道路に接し、当該地からおおむね500ｍの範囲内に教育施設が２箇所存在していることから、いずれも第３種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付しております。
続きまして、６ページの資料をご覧ください。
申請人から提出のあった図面によりますと、分譲住宅とする計画となっております。
本案件の詳細につきましては、阿辻委員よりご報告いただきます。

（９番 阿辻委員）
番号２について報告します。
７ページの航空写真をご覧ください。
番号２は、土地の表示、高月町高月地先、畑651㎡、契約内容は売買で、転用目的を分譲住宅とした申請です。
周囲の状況は、東は農地、西は道路、南は宅地、北は農地です。
８ページの写真をご覧ください。
譲受人が申請地を購入して、個人用住宅２棟を建築するにあたり、譲渡人と売買の話がまとまり、転用申請が出されたものです。
現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、新設する水路を通じて敷地西側の側溝に排出する計画になっており、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。
報告は以上です。

（事務局）
申請番号３、大井町地先２筆の案件です。
９ページの地図をご覧ください。
申請地は集落のほぼ中央に位置します。上下水道管が埋設されている道路に接し、当該地からおおむね500ｍの範囲内に教育施設が２箇所存在していることから、いずれも第３種農地と判断しております。
地元自治会の同意も得られていることから受付いたしております。
続きまして、10ページの資料をご覧ください。
申請人から提出のあった図面によりますと、資材置場とする計画となっております。
本案件の詳細につきましては、石橋委員よりご報告いただきます。

（８番 石橋委員）
番号３について報告します。
11ページの航空写真をご覧ください。
番号３は、土地の表示、大井町地先、田２筆415㎡、契約内容は売買で、転用目的を資材置場とした申請です。
周囲の状況は、東は次の案件である農地、西は宅地と道路、南は道路、北は宅地です。

12ページの写真をご覧ください。
このたび、同敷地を利用して、譲受人が資材置場とされることになり、譲渡人と売買の話がまとまり、転用申請が出されたものです。
現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理され、処理できない分については、敷地南側の側溝に排出する計画になっており、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。
報告は以上です。

（事務局）
申請番号４、大井町地先１筆の案件です。
13ページの地図をご覧ください。
申請地は、申請番号３の土地に隣接しています。先の案件と同じく、上下水道管が埋設されている道路に接し、当該地からおおむね500mの範囲内に教育施設が２箇所存在していることから、第３種農地と判断しております。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付いたしております。
続きまして、14ページの資料をご覧ください。
申請人から提出のあった図面によりますと、コンテナハウス置場とする計画となっております。
本案件の詳細につきましては、阿辻委員よりご報告いただきます。

（９番 阿辻委員）
番号４について報告します。
15ページの航空写真をご覧ください。
番号４は、土地の表示、大井町地先、田１筆228㎡、契約内容は売買で、転用目的をコンテナハウス置場とした申請です。
周囲の状況は、東は農地、西は先の案件である農地、南は道路、北は宅地です。
16ページの写真をご覧ください。
このたび、同敷地を利用して、譲受人がコンテナハウス置場とされることになり、譲渡人と売買の話がまとまり、転用申請が出されたものです。
現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理され、処理できない分については、敷地南側の側溝に排出する計画になっており、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。
報告は以上です。

（事務局）
申請番号５、大寺町地先の案件です。

17ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の南側に位置します。申請地を含めた一団の農地規模が10ha以上であり、第１種農地と判断しております。第１種農地は、原則、転用を許可できない農地ですが、該当地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設である場合には、例外的に許可できることから、許可相当と判断しました。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付いたしております。

続きまして、18ページの資料をご覧ください。

申請人から提出のあった図面によりますと、貸し駐車場とする計画となっております。既に造成されているところがありますが、拡張をされるものです。申請地は、既に一部土砂が搬入されており、現在にいたっています。なお、農地法の手続を行わずに造成したことに対し、顛末書の提出を受けております。

本案件の詳細につきましては、石橋委員よりご報告いただきます。

（８番 石橋委員）

番号５について報告します。

19ページの航空写真をご覧ください。

番号５は、土地の表示、大寺町地先、田105㎡、契約内容は売買で、転用目的を貸駐車場とした申請です。

周囲の状況は、東は雑種地、西は農地、南は農地、北は雑種地です。

20ページの写真をご覧ください。

申請地は、既に一部土砂が搬入されています。顛末書によりますと、これは、譲渡人が申請地北側の、既に転用許可された土地を造成する際、誤って土砂を申請地に搬入してしまったものです。このたび、譲受人が同地を駐車場として造成するにあたって、譲渡人との売買の話がまとまり、転用申請が出されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、敷地南側の水路に排出する計画になっており、農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。なお、申請地は、農振農用地でしたが、令和５年９月に農振除外の手続が完了していることを確認しています。

報告は以上です。

（事務局）

申請番号６、余呉町川並地先３筆の案件です。

21ページの地図をご覧ください。

申請地は集落のほぼ中央に位置します。申請地を含めた一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅施設等が連坦した区域に近接していることから、第２種農地と判断しております。第２種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすもの

でない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。
地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付いたしております。
続きまして、22ページの資料をご覧ください。
申請人から提出のあった図面によりますと、住宅、駐車場及び庭とする計画となっております。
本案件の詳細につきましては、阿辻委員よりご報告いただきます。

（９番 阿辻委員）
番号６について報告します。
23ページの航空写真をご覧ください。
番号６は、土地の表示、余呉町川並地先、田１筆261㎡、畑２筆108㎡、契約内容は売買で、転用目的を個人住宅とした申請です。
周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は里道、北は道路です。
24ページの写真をご覧ください。
このたび、同敷地を利用して、譲受人が宅地とされることになり、譲渡人と売買の話がまとまり、転用申請が出されたものです。
現地調査を行った結果、雨水、排水については、会所枡等を通じて敷地東側の側溝に排出する計画になっており、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。
報告は以上です。

（事務局）
申請番号７、田町地先１筆の案件です。
25ページの地図をご覧ください。
申請地は集落の西側に位置します。申請地を含めた一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅施設等が連坦した区域に近接していることから、第２種農地と判断しております。第２種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。
地元自治会の同意も得られていることから受付いたしております。
続きまして、26ページの資料をご覧ください。
申請地には、既に建物が建てられており、現在に至っております。なお、農地法の手続を行わずに造成したことに対し、顛末書の提出を受けております。
本案件の詳細につきましては、石橋委員よりご報告いただきます。

（８番 石橋委員）
番号７について報告します。

27ページの航空写真をご覧ください。

番号７は、土地の表示、田町地先、畑１筆171㎡、契約内容は売買で、転用目的を貸し作業場とした申請です。

周囲の状況は、東は農地、西は宅地、南は水路、北は里道です。

28ページの写真をご覧ください。

申請地は、既に建物が存在しています。顛末書によりますと、これは、昭和40年ごろに譲渡人の親族が建てられたもので、そのまま譲渡人が相続され、現在にいたっているものです。譲受人が、同地域で農作業を行う方の作業場として本件を賃貸する計画を立て、譲渡人と売買の話がまとまり、転用申請が出されたものです。

なお、作業場の賃借人も決まっているとの申出も受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、既設の排水管を通じて敷地南側の側溝に排出されており、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

報告は以上です。

（事務局）

申請番号８、大路町地先１筆の案件です。

29ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の南側に位置します。申請地を含めた一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第２種農地と判断しております。第２種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られていることから受付いたしております。

続きまして、30ページの資料をご覧ください。

申請地は既に造成され、カーポートが存在しております。なお、農地法の手続を行わずに造成したことに対し、顛末書の提出を受けております。

本案件の詳細につきましては、阿辻委員よりご報告いただきます。

（９番 阿辻委員）

番号８について報告します。

31ページの航空写真をご覧ください。

番号８は、土地の表示、大路町地先、畑１筆27㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。

周囲の状況は、東は農地、西は道路、南は宅地、北は宅地です。

32ページの写真をご覧ください。

申請地は既に造成され、カーポートが設置されています。顛末書によりますと、これは、

申請地を農地と認識しないまま15年以上前に譲渡人が設置したもので、現在に至っております。このたび、譲受人と譲渡人とで売買の話がまとまり、転用申請が出されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理され、処理できない分については、敷地西側の側溝に排出されており、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

報告は以上です。

（事務局）

説明は以上です。ご審議をお願いします。

（会長）

ただいま説明のありました議案第121号について、ご意見、ご質問を求めます。

はい、林議員。

（16番 林委員）

先ほど、農地等調査委員会でも話合いがありましたが、３条申請許可後に５条申請を提出される方がおられます。３条申請から、どれだけ経過しないと次の申請が提出できない等の規定はないのでしょうか。３条申請許可後、翌月に５条申請の提出は可能でしょうか。

（会長）

はい。事務局お願いします。

（事務局）

３条申請で購入した土地を、１ヶ月後に転用申請の提出は受付ないという決まりは存在しておりませんが、もし転用申請を提出するとなった場合、３条申請が虚偽ではないのかの懸念が出ると思います。農地等調査委員会の方でお諮りいただいて、場合によっては、以前の申請が虚偽だということになれば、許可を取り消すということになると思いますが、事務局に申請が出てきますので、事務局が、きちんと詳しく聞き取って、このような事態なったときは、例えば３条申請を取り下げてもらう等、総会に上程する前に農地等調査委員会にもお諮りし、どういった取扱いがいいのかご議論をさせていただいた上で、最終的に総会に上程させていただくのかと思います。

（16番 林委員）

法的には何もないということですが、田んぼのまま頑張っていただけますようにお願いします。

（会長）
事務局よろしくお願いします。
他にございませんか。
はい。多賀正和委員。

（28番 多賀委員）
申請番号４は、コンテナハウス置場ですが、コンテナハウスの場合だと建築許可がいらないものですよね。
コンテナハウス置場で、申請許可は下りるのですか。

（会長）
事務局、お願いします。

（事務局）
敷地を造成するなどして、その上に物を置くということにつきましては、資材置場、コンテナハウス置場ということについても、同様のものであると考えております。
今回は、コンテナハウスということで明示をされておりますので、その旨を記入させていただいております。

（28番 多賀委員）
申請番号３番と申請番号４番は、同一の方ではないようですが、同系列の方ではないかなと推察するのですが、なぜ別の方にされたのかと、申請番号４番は、資材置場で、資材置場のための、事務所になってしまうのかと思ってしまいますが、そのあたりの聞き取りはされておられますか。

（事務局）
はい。お答えします。
今回、申請をされたところは隣接地で、片方は資材置場で、片方はコンテナハウス置場になっています。実際に申請されておられる方が２人おられ目的も異なります。不動産業者が間に入って調整をされております。その結果、今回の２件の案件につきまして、この申請地ということで調整をされたものと判断をしております。

（28番 多賀委員）
申請番号３は、不動産屋さんが資材置場にされて、申請番号４は、個人の方がコンテナハウスを置かれるということで、申請番号３は、不動産業者が自分の所の資材置場を作られるのですね。

（事務局）
そのとおりでございます。

（28番 多賀委員）
申請番号３と申請番号４は関係がないということですか。

（事務局）
はい、関係がないということでございます。

（28番 多賀委員）
はい、わかりました。
もう１件、申請番号７の貸し作業場ですが、農作業場の賃借人も決まっているということですが、写真を見て農作業場として使えるような作業場なのかと思いました。今後、どのように使われるのか、確認をよろしくお願いします。

（会長）
私の方から、注文ですけども、申請番号３の大井町の資材置場の写真ですが、L字になっていますが、北側と南側で地番がわからないので、今後、２筆、３筆の時は、写真に矢印等で地番がわかるようにしてください。
それ以外にないようですので、裁決に移ります。
議案第121号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（会長）
はい、ありがとうございます。
賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。
次に、議案第122号、農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局より説明をお願いします。

（事務局）
議案第122号、農用地利用集積等促進計画（案）について、このことについて農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定により承認することについて意見を求めます。
令和８年５月11日提出　長浜市農業委員会会長名
総会資料31ページをご覧ください。
この手続は、農地中間管理機構が間に入っているもので、県から委任を受けた市が公告を行う

ものです。なお、受付は市の農政課が行っております。

今回の案件は新規の案件、受け手の変更の案件、権利の移転の案件、所有権移転の案件です。

まずは、新規の中間管理機構を利用した賃貸借若しくは使用貸借設定の案件です。

総会資料33から45ページ、番号１から番号267までです。

これは、農地の貸手と借り手で事前に調整を行い、貸手が農地中間管理機構に農地を預け、中間管理機構が借り手に農地を貸すものです。

今回、267筆、合計面積は554,629㎡を賃貸借又は使用貸借により利用権設定をされる計画です。なお、使用貸借は無料ですので、賃借料欄と支払欄は空白となっております。

次に、中間管理機構から借り手に権利の設定をされる案件です。

総会資料46から53ページ、番号１から番号117までです。

これは、農地中間管理機構が貸手から預かった農地を借り手に貸すもので、貸手はそのままで、借り手のみが変更されるものです。全部で117筆、合計面積は229,908㎡について、新しい借り手の利用権設定をされる計画です。なお、それぞれ契約年数の違いがありますが、貸手の変わりはなく、最初の契約年数が継続となっているため、それぞれ年数が異なるものです。

続きまして、権利の移転の案件についてです。

総会資料54ページで、番号１から番号６までです。これは、現在の借り手の方から、新しい借り手になる方に利用権を移転されるものの内、親子間継承です。全部で６筆、合計面積は15,080㎡について、新しい借り手の利用権設定をされる計画です。貸手に変わりはないもので、契約年数も継続となることから、それぞれ年数が異なるものでございます。

最後に、所有権移転の案件です。これは、農地中間管理機構を間に挟み所有権移転をされるものです。総会資料55ページ、番号１から番号15までです。全部で15筆、合計で29,945㎡について、所有権移転をされる計画です。

本案件の説明は以上です。会長よろしくお願いいたします。

（会長）

ただいま説明のありました議案第122号について、ご意見、ご質問を求めます。

はい、多賀委員。

（28番　多賀委員）

122号の、所有権移転ですが、３条申請や５条申請のときは現地確認に行きますが、この案件の時は、農業委員として確認の必要はないのですか。

（会長）

はい、事務局お願いします。

（事務局）

農地中間管理事業法の第18条で、農地利用集積等促進計画の所有権移転につきましては、県の方で現地確認等しているので、農業委員会の方で特に現地確認しなければならないというような規定はございません。

（会長）

それ以外にありませんか。

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員、対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。９番 阿辻康博委員、10番 大塚高司委員、13番 北川富美子委員、15番 清水多枝子委員、25番 多賀正和委員、29番 廣部重嗣委員、以上６人の委員が該当します。

それ以外で該当者はおられないと思われますが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

対象の委員は自席で採決に加わらないこととします。

議案第122号、農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

（会長）

はい、ありがとうございます。

賛成多数でありますので、農業委員会として決定し、答申します。

次に､議案第123号、土地改良事業参加資格交替承認について、事務局より説明をお願いします。

（事務局）

議案第123号、土地改良事業参加資格交替承認について、このことについて、土地改良法第３条の規定に基づく承認について意見を求めます。

令和８年５月11日提出　長浜市農業委員会会長名

総会資料77ページをご覧ください。

土地改良法では、利用権設定がなされた農地の耕作者が土地改良区の組合員となっていますが、旧来から土地所有者を組合員として運営されている土地改良区では、耕作者と所有者が合意のもとで、参加資格交替申出書を取りまとめて、参加資格者を耕作者から土地所有者に交替し、法律との整合性を図られています。ただ、交替手続を行う際に、土地改良法において、農業委員会の承認を求めることが義務付けられており、交替申出案件があれば、その承認依頼を受けています。

今回の資格交替申出者は、土地改良事業参加資格交替者一覧のとおりです。

総会資料56から58ページをご覧ください。

一覧表にございますように、今回、湖北土地改良区から申出がありました番号１から番号11の11件、長浜南部土地改良区から申出がありました番号１から番号４の４件につきま

しては、農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借、使用貸借を設定した農地にかかる３条資格を、耕作者と合意のもとで土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。説明は以上です。

（会長）
ただいま説明のありました議案第123号について、ご意見、ご質問を承ります。

（会長）
ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。
参与制限対象委員、対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。14番 山口衛委員が該当します。
それ以外で該当者はおられないと思われますが、お気づきでしたら挙手をお願いします。
対象の委員は自席で採決に加わらないこととします。
議案第123号、土地改良事業参加資格交替承認について､これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（会長）
はい、ありがとうございます。
賛成多数でありますので、これを承認することとし、申出人に通知することとします。
次に､議案第124号、令和７年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、事務局より説明をお願いします。

（事務局）
議案第124号､令和７年度の目標及びその達成に向けた活動の点検･評価(案)について、このことについて、令和７年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について意見を求めます。
令和８年５月11日提出　長浜市農業委員会　会長名
この活動の点検・評価と後ほど説明します活動目標につきましては、農業委員会活動の透明性を確保するため、毎年度策定し、インターネット等で公表することが農業委員会等に関する法律で定められております。
本案件は、農地最適化委員会でご審議いただき、本定例総会にかけさせていただいているものです。
Ⅰ農業委員会の状況につきましては、令和７年４月１日現在の数値を記載しております。
Ⅱ最適化活動の実施状況、１.最適化活動の成果目標､(１)農地の集積につきましては、令和７年度当初の数値として、管内の農地面積が7,880ha、農地の集積面積は6,117haで、集積率は77.6％でした。

令和７年度の目標として新規集積面積344ha、集積率82％としていましたが、実績につきましては、集積面積6,049ha、集積率77.0％ということで昨年度と比べても若干下がりました。なぜ集積面積、集積率が前年度より下がる結果となったかということですが、市内の担い手農家が高齢等により離農、規模縮小され、その農地を他の担い手農家が全て引き受けきれていないという状況が発生したことと、現在の担い手農家の中で、昨年度、認定農家の更新手続を行わなかった方が多くおられたため、集積面積や集積率が下がる現象が生じております。農地集積の点検結果としては、大規模農家への集積は一定進んでいますが、中小規模の担い手の後継者問題等から、目標値には届きませんでした。

次に、（２）遊休農地の発生防止と解消につきましては、令和７年度当初の現状は、遊休農地51ha、うち容易に解消できる緑区分が30ha、解消が困難な黄区分が21haでした。

目標の遊休農地解消面積は、令和３年度時点の緑区分の面積42haの５分の１である８haとしておりましたが、実績としては4.2haの解消となり、達成率は52.5％という結果となりました。解消改善された農地はあるものの、農業者の高齢化による離農が進み、新規や再発の遊休農地が多く発生したため、全体的に昨年より遊休農地面積は増加する結果となりました。

次に、（３）新規参入の促進につきまして、令和７年度の実績として、１経営体の新規参入がありました。新規参入された１経営体がしっかりと経営維持できるように、関係機関の補佐を行っていくことが重要です。

次に、２最適化活動の活動目標、（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標は月８日と設定し、（２）活動強化月間の設定を年３回設定していました。実績としては活動日数が平均で2.2日、活動強化月間は、活動内容は目標と内容は異なりますが、情報共有月間・地区別会議、農地相談会、利用意向調査の年３回の活動を実施していただきました。

次に（３）新規参入相談会への参加につきましては、活動目標として年１回の参加を目標としておりましたが、市内の新規農業者の相談者がいなかったことから参加の実績はございません。

Ⅲ事務の実施状況、１総会、部会の開催実績ですが、総会については定例総会を毎月開催しています。

２.農地法第３条に基づく許可事務につきましては、年間141件の申請をいただき、全て許可をしております。

３.農地転用に関する事務につきましては、年間81件の申請をいただき全て許可をしております。

最後に、４.違反転用への対応につきましては、違反転用面積実績3.79haとなり、昨年度と同じです。違反転用の解消面積は０haでした。

以上、令和７年度の最適化活動の実績、点検・評価（案）につきましての報告となります。

ご審議をよろしくお願いします。

（会長）
ただいま説明のありました議案第124号について、ご意見、ご質問を求めます。

（会長）
ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。
議案第124号、令和７年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、農業委員会として、これを公表することに賛成の方は挙手をお願いします。

（会長）
はい、ありがとうございます。
賛成全員でありますので、農業委員会として、これを公表します。
次に、議案第125号、令和８年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、事務局より説明をお願いします。

（事務局）
議案第125号　令和８年度最適化活動の成果目標、活動目標（案）について、このことについて、令和８年度の農業委員会最適化活動の成果目標、活動目標（案）について意見を求めます。
令和８年５月11日提出　長浜市農業委員会会長名
議案第125号について説明させていただきます。
Ⅰ農業委員会の状況、１農業委員会の現在の体制につきましては、令和８年４月１日現在の状況を記載しています。
２農家・農地等の概要につきましては、認定農業者は331経営体、基本構想水準到達者111経営体、基本構想水準到達者は農業改善計画を更新されなかった元認定農業者です。認定新規就農者は９経営体、集落営農数は36経営体で、昨年度と比べて17経営体少なくなっています。
耕地面積は7,860haと昨年から比べ20ha減っています。この数字は国の方から長浜市は7,860haの数値を使うように指示が来ておりますのでその数値を使っています。
Ⅱ最適化活動の目標、（１）農地の集積につきましては、令和７年度末の集積面積が6,049haで、集積率は77.0％です。
令和６年度に策定した、農地等の利用の最適化の推進に関する指針において、令和９年度の目標集積率を84％としています。その数値を踏まえ、また、担い手農家が高齢のため認定手続を更新されていない方が離農とともに他の担い手に農地が引き渡されることにより、集積率の向上を見込まれるため、令和８年度の集積率を83％としております。
（２）遊休農地解消の目標については、令和８年３月31日現在、遊休農地のＡ区分が約

68haあり、その内、容易に解消できる緑区分が約42ha、解消が困難な黄区分が約26haです。

令和８年度の緑区分の解消目標は、令和３年度の緑区分の遊休農地面積の５分の１の面積とするとなっていますので、昨年と同じく８haとしております。新規発生遊休農地の解消目標面積は、昨年度新規に増えた16haを解消目標値としております。

（３）新規参入の促進につきましては、優良農地の確保と初期投資、運営等経営上に関する支援が課題です。目標としては、新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地面積を過去３年間の権利移動面積の平均の１割、25haとしております。

最後に、２最適化の活動目標、（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、８日としています。なかなか８日も活動をしていただくのは厳しいとは思いますが、国は月10日以上、最低でも８日としていますので、昨年と同様、月８日と設定しています。活動内容については、農地の見回りや、日々の農業者との農業に関する立ち話等も含まれますので、報告に含めていただきたいと思います。ただし、見回りだけでなく、遊休農地防止や新規就農者の参入促進等バランスよく活動していただければと思います。

（２）活動強化月間については、年３回設定することになっておりますので、地区別会議による情報共有月間、市内を４ブロックに分けて開催する農地相談会、農地パトロールの取りまとめによる新規遊休農地所有者への利用意向調査配布月間を予定しております。

（３）新規参入相談会への参加目標は、長浜市で就農希望の方の相談者がおられましたら、就農内容に合わせてご参加いただこうと考えております。

令和８年度の最適化活動の成果目標、活動目標（案）の説明につきましては、以上です。

会長、お願いします。

（会長）

ただいま説明のありました議案第125号について、ご意見、ご質問を求めます。

はい。石橋委員。

（８番 石橋委員）

農業委員の現在の体制についてお伺いします。

認定農業者、認定農業者に準ずる者、女性、40代以下、中立委員と記入がされておりますが、中立委員というのがどのようなものか説明をお願いします。

（会長）

はい、事務局お願いします。

（事務局）

中立委員ですが、農業に直接携わっていない方です。全く農業をしていないというわけ

ではなく、認定農業者、法人等の大規模農家ではない方で、農業、植物も含めて、見識のある方々に入っていただいております。今後、中立委員として活動いただける方がおられたら、そういった方も手を上げていただければありがたいと考えております。

（会長）
はい。他にございませんか。
はい、角田委員。

（32番 角田委員）
先ほどの新規就農者の参入の促進についてですが、相当な資金が必要で、微々たる補助金ではやっていけないと思います。そういった中で、新規就農者になっていただくということはなかなか困難です。新規参入の促進ということは、資金を援助しますという、国、県、市の補助金は微々たる金額と思わざるを得ないです。少なくとも必要金額の半分ほどの補助金がないと、新規就農者は出来ないと思ってます。
お願いいたします。

（会長）
確かに、新規就農というのは難しい案件だと思います。
意見具申で、新規就農者に対する支援を、現実的にしていただきたいという意見を出していただければと思います。
はい、廣部委員。

（29番 廣部委員）
先ほどの、３条、５条で申請された方は、かなりの面積を購入されましたが、その方は、新規参入者として報告されていますか。
また、認定農業者になっていただけるようにお願いします。

（事務局）
この新規参入者は、青年等就農計画の認定者を前提にしてますので、昨年度は、１経営体でした。
先ほどの３条、５条申請の方は、青年等就農計画の認定者ではなく、大規模でされているという現状ですので、お声掛けをして、そういった認定を受けていただけるように働きかけは必要なのかなと思っています。

（29番 廣部委員）
将来的には拡大していかれるような勢いを感じるので、ぜひ認定農業者になっていただ

ければと思います。
　もう1点、先ほどの遊休農地や解消された土地、又は農地転用がされないままで違反転用されている農地等を地図で見える化をすれば、わかりやすいと思います。

（会長）
　はい、事務局。

（事務局）
　違反転用につきましては、文書等で指導している案件の面積が議案第124号に上がっております。
　違反転用で指導してるものについては、農地等調査委員会での説明会の資料には位置図もありますので、全農業委員にお知らせすることは可能です。

（会長）
　よろしいですか。

（29番　廣部委員）
　はい、結構です。

（会長）
　他に何かご意見ありませんか。

（会長）
　他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。
　議案第125号、令和８年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、農業委員会として、これを公表することに賛成の方は挙手をお願いします。

（会長）
　はい、ありがとうございます。
　賛成全員でありますので、農業委員会として、これを公表します。
　次に、議案第126号、畑地化促進事業の要望農地の合意について、事務局より説明をお願いします。

（事務局）
　議案第126号、畑地化促進事業の要望農地の合意について、このことについて長浜市農業再生協議会より意見照会がありましたので、意見を求めます。

令和８年５月11日提出　長浜市農業委員会会長名

本日、担当の長浜市農業再生協議会から職員が出席しておりますので、再生協議会の方から説明をいたします。よろしくお願いします。

（長浜市農業再生協議会）

本日は、議案第126号、畑地化促進事業の要望農地についてお諮りしたく、よろしくお願い申し上げます。それでは担当から説明させていただきます。

（長浜市農業再生協議会）

昨年度の４月及び５月の総会でもご説明させていただきました、畑地化促進事業についてご説明させていただきます。

配布資料、畑地化促進事業について、をご覧ください。

この事業は、水田を畑地化して、畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、具体的には５年間、継続的に支援を行うとともに、畑地化に伴う費用負担などに要する経費を支援します。

この事業の畑地化とは、農地を水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外し、生産性の向上や収益力の向上に向け、畑作物の本作化を行う取組をすることです。

農地の形状の変更や登記地目の変更は不要ですが、畑地化することについて、農業委員会、土地改良区などの関係者の合意が必要になります。さらには、対象農地が借地の場合は土地所有者の承諾も必要になります。

今回要望がありました水田に関しましては、水稲の栽培が困難な水田で、今後も畑作物を継続して作付される予定となっております。

なお、添付しております、要望農地一覧の備考欄にも記載しておりますとおり、一覧の上段の佐野町の要望農地は、昨年度と同一のものとなっており、昨年５月12日付で農業委員会の同意を得ているものです。その後、令和７年７月30日に取下げをされましたが、今回、改めて要望されたものです。

また、一覧の下段の佐野町の要望農地に関しましては、昨年度に畑地化した水田の近隣の農地です。

管轄地域内に要望農地がある農業委員には、事前に要望農地の地図、事業に関する資料を提供させていただいております。

今回、要望農地について確認していただきたい内容は、

１点目、水田地帯に畑地が点在するような虫食い状の畑地化が行われるなど、担い手への農地の集積、集約化に支障が生じないこと。

２点目、地域の円滑なブロックローテーションの実施に支障が生じないこと。

以上の２点について確認をお願いしております。

なお、こちらの要件確認につきましては、６月１日までに行うこととなっております。

今回、農業委員会にて合意が得られた農地について、その他の要件、例えば借地の場合、地権者の同意が確認できたものについて、６月１日以降、国の方で採択審査が進められる予定です。

なお、同意されない農地があった場合は、長浜市農業再生協議会事務局より、申請者にご説明いたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

（会長）

ただいま説明のありました議案第126号について、ご意見、ご質問を求めます。

（会長）

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第126号、畑地化促進事業の要望農地の合意について、農業委員会として、これに合意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（会長）

はい、ありがとうございます。

賛成全員でありますので、農業委員会として、これに合意することを、申出人に通知することとします。

以上で本日の議案審議は終了をいたします。

午後４時　閉会